

年管発 0306 第 1 号  
令和 5 年 3 月 6 日

市 町 村 長  
日本年金機構理事長  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
( 公 印 省 略 )

### 国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 110 条の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 18 号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日付で公布及び施行される。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、遺漏なきようお願いはからい願いたい。

### 記

#### 1. 改正省令の趣旨

失業又は事業の休廃止（以下「失業等」という。）を理由とする国民年金保険料の免除、学生納付特例及び保険料納付猶予（以下「免除等」という。）の申請については、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号。）第 77 条第 2 項第 4 号ロ等の規定に基づき、離職票など失業等を確認することができる書類（以下「離職票等」という。）の添付を申請の都度求めている。

これについて申請者の負担軽減を図る観点から、過去に同一の離職票等を添付し免除等を申請したことがある場合は、当該離職票等の添付を不要とするよう所要の改正を行う。

#### 2. 改正省令の概要

失業等を理由とする免除等の申請については、過去に当該失業等に係る離職票等を添付し免除等を申請（令和元年 10 月 30 日以降に行ったものに限る。）を行っていた場合は、当該離職票等の添付を不要とすること。

#### 3. 施行期日

改正省令は公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十八号  
 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十条第一項第四号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号、第九十条の三第一項第三号並びに第九十条、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項第三号の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国民年金法施行規則の一部を改正する省令  
 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（保険料全額免除の申請）  <b>第七十七条（略）</b>            2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。            一～三（略）            四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が六十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類（申請者が当該申請者等に係る同一の失業等（失業又は事業の廃止若しくは休止をいう。以下同じ。）について過去に行つた前項、第七十七条の三第一項、第七十七条の四第一項又は第七十七条の五第一項の規定による申請（以下「保険料免除等の申請」という。）において、第七十七条の三第二項第四号二、第七十七条の四第二項第五号二又は第七十七条の五第二項第四号ロに掲げる書類（以下「離職票等」という。）を添付している場合にあつては、ロに掲げる書類を除く。）            イ・ロ（略）            3・4（略）            （保険料一部免除の申請）  <b>第七十七条の三（略）</b>            2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。            一～三（略）            四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が前号イからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める金額を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類（申請者が当該申請者等に</p>	<p>（保険料全額免除の申請）  <b>第七十七条（略）</b>            2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。            一～三（略）            四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が六十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類</p>

係る同一の失業等について過去に行つた  
保険料免除等の申請において離職票等を  
添付している場合にあつては、二に掲げ  
る書類を除く。

イ〜二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添  
えなければならぬ。

一〜四 (略)

五 前項第二号に規定する期間の属する年  
の前年の所得が百二十八万円を超える被  
保険者等にあつては、次に掲げる書類(申  
請者が当該被保険者等に係る同一の失業  
等について過去に行つた保険料免除等の  
申請において離職票等を添付している場  
合にあつては、二に掲げる書類を除く。)

イ〜二 (略)

3 (略)

(平成十六年改正法附則第十九条第一項若  
しくは第二項又は平成二十六年年金事業運  
営改善法附則第十四条第一項の申請)

第七十七条の五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添  
えなければならぬ。

一〜三 (略)

四 前項第二号に規定する期間の属する年  
の前年の所得が六十七万円を超える申請  
者等にあつては、次に掲げる書類(申請  
者が当該申請者等に係る同一の失業等に  
ついて過去に行つた保険料免除等の申請  
において離職票等を添付している場合に  
あつては、二に掲げる書類を除く。)

3・4 (略)

イ・ロ (略)

イ〜二 (略)

(学生等の保険料納付の特例に係る申請)

一〜四 (略)

五 前項第二号に規定する期間の属する年  
の前年の所得が百二十八万円を超える被  
保険者等にあつては、次に掲げる書類

イ〜二 (略)

3 (略)

(平成十六年改正法附則第十九条第一項若  
しくは第二項又は平成二十六年年金事業運  
営改善法附則第十四条第一項の申請)

第七十七条の五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添  
えなければならぬ。

一〜三 (略)

四 前項第二号に規定する期間の属する年  
の前年の所得が六十七万円を超える申請  
者等にあつては、次に掲げる書類

3・4 (略)

イ・ロ (略)

(法第九十条第一項第四号、第九十条の二  
第一項第三号、第二項第三号及び第三項第  
三号並びに第九十条の三第一項第三号、平  
成十六年改正法附則第十九条第一項第三号  
及び第二項第三号並びに平成二十六年年金  
事業運営改善法附則第十四条第一項第三号  
に規定する厚生労働省令で定める事由)

(法第九十条第一項第四号、第九十条の二  
第一項第三号、第二項第三号及び第三項第  
三号並びに第九十条の三第一項第三号、平  
成十六年改正法附則第十九条第一項第三号  
及び第二項第三号並びに平成二十六年年金  
事業運営改善法附則第十四条第一項第三号  
に規定する厚生労働省令で定める事由)

第七十七条の七 法第九十条第一項第四号、  
第九十条の二第一項第三号、第二項第三号  
及び第三項第三号並びに第九十条の三第一  
項第三号、平成十六年改正法附則第十九条  
第一項第三号及び第二項第三号並びに平成  
二十六年年金事業運営改善法附則第十四条  
第一項第三号に規定する厚生労働省令で定  
める事由は、次に掲げる事由とする。

第七十七条の七 法第九十条第一項第四号、  
第九十条の二第一項第三号、第二項第三号  
及び第三項第三号並びに第九十条の三第一  
項第三号、平成十六年改正法附則第十九条  
第一項第三号及び第二項第三号並びに平成  
二十六年年金事業運営改善法附則第十四条  
第一項第三号に規定する厚生労働省令で定  
める事由は、次に掲げる事由とする。

一 (略)

一 (略)

二 法第九十条第一項、第九十条の二第一  
項から第三項まで並びに第九十条の三第  
一項並びに平成十六年改正法附則第十九  
条第一項及び第二項並びに平成二十六年  
年金事業運営改善法附則第十四条第一項  
の規定により保険料を納付することを要  
しないものとする期間の属する年又はそ  
の前年(当該期間に一月から六月まで(法  
第九十条の三第一項に規定する申請にあ  
つては、一月から三月まで)のいずれか  
の月が含まれる場合にあつては、当該期  
間の属する年、その前年又はその前々年)  
において、失業等により保険料を納付す  
ることが困難と認められるとき。

二 法第九十条第一項、第九十条の二第一  
項から第三項まで並びに第九十条の三第  
一項並びに平成十六年改正法附則第十九  
条第一項及び第二項並びに平成二十六年  
年金事業運営改善法附則第十四条第一項  
の規定により保険料を納付することを要  
しないものとする期間の属する年又はそ  
の前年(当該期間に一月から六月まで(法  
第九十条の三第一項に規定する申請にあ  
つては、一月から三月まで)のいずれか  
の月が含まれる場合にあつては、当該期  
間の属する年、その前年又はその前々年)  
において、失業等により保険料を納付す  
ることが困難と認められるとき。

三・四 (略)

三・四 (略)

附則

附則

11 (保険料免除等の申請の経過措置)  
令和五年八月二日までの間、第七十七条  
第二項第四号中「申請」とあるのは「申  
請(令和元年十月三十日以後に行つたもの  
に限る。）」とする。

(新設)  
11 (新設)

附則  
この省令は、公布の日から施行する。